

5月の税務カレンダー

- ☆個人の県民税市民税特別徴収額の通知
- ☆自動車税の納税・・・5/31
- ☆4月分源泉所得税住民税の納税・・・5/10
- ☆平成31年3月決算法人の確定申告
- ☆9月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

2019年の税制改正により個人事業者の事業承継税制が創設されました。この制度は、後継者である認定受贈者・認定相続人が、2019年1月1日から2028年12月31日までに、贈与・相続により特定事業用資産を取得し、事業を承継した場合、担保の提供を条件として、特定事業用資産に対応する贈与税・相続税が猶予される制度です。この制度を受けるためには、事前に認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された承継計画を都道府県に提出する必要があります。また、承継後3年ごとに継続届出書を税務署に提出することになります。

新しく創設された制度ですので、詳細については、職員にお尋ねください。



《社労士法人よりお知らせ》

時間外・休日労働(36協定)について

労働基準法36条に基づき、会社は法定労働時間(主な場合1日8時間、週40時間)を超える時間外労働を命じる場合、労働者代表などと書面による協定(36協定)を結び、労働基準監督署に届け出ることが必要です。残業代を支払っていればいい。というわけではありません。また事業所の規模も関係ありません。違反した場合、罰則規定もあります。締結していない、締結しているけど届け出していない。等ありましたら、届出をお願いします。この協定は毎年締結、届出が必要です。

締結に際し、わからないことがございましたら会計担当者を通じ、ご相談ください。

平成31年4月からの年金額が変更になります

平成31年4月分(6月14日支払分)からの年金額は、法律の規定により、平成30年度から0.1%の増額となります。

また、平成31年度の在職老齢年金に関して、60歳前半(60歳～64歳)の支給停止調整変更額と、60歳後半(65歳～69歳)と70歳以降の支給停止調整額については、法律に基づき以下のとおり47万円に改定されます。

なお、60歳前半の支給停止調整開始額(28万円)については変更ありません。

	平成30年度	平成31年度
60歳前半(60歳～64歳)の支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳前半(60歳～64歳)の支給停止調整変更額	46万円	47万円
60歳後半(65歳～69歳)と70歳以降の支給停止調整額	46万円	47万円

詳細については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

《ちょっとランチタイム》

今日のランチ紹介は、伊奈町のカフェ ザ ガーデンさんです。住所 伊奈町小室 6912-1 定休日 土日 営業時間 11:00～18:00。まるで軽井沢にいるかのような雰囲気素敵なカフェです。自家製のパンや雑貨も販売しています。入り口を入ると縦に長い建物で奥に素敵なお庭が見えます。こだわったランチメニューとティーセット。室内は、天井が高く、まるで教会のようなシャンデリアに圧倒されます。伊奈町には、バラ園もあります。よろしければ、バラを見た後に素敵なティータイムはいかがでしょう。



《事務所トピック》「GWは、10連休」

今年のGWは、改元の関係で10連休となりました。しかしながら5月の法人税の提出件数は多く、暦通りに休むと仕事が終わらない？事態になります。10連休を優雅に過ごすために4月後半に残業したり、連休の合間合間に出勤したりと様々でした。5月1日は、新天皇の即位の礼など、改元で日本全国祝賀ムードに包まれました。お天気も良く、晴れた日は25度を超えて夏日だったり、かと思えば大気が不安定の時には、ひょうが降ったりと天気は気まぐれ。連休明け、これから事務所は5月提出で大忙しです。次の祝日は、7月15日の海の日です。次の祝日まで、結構長いですね(*_*)